

広報 ゆがわら

2011

3

Vol.590

YUGAWARA PUBLIC RELATIONS MAGAZINE



特集① なぜ？なに？観光立町推進条例・・・	2・3
特集② 家族を守る住宅用火災警報器・・・	4・5
町営水道料金改定のおしらせ・・・	6
町職員の給与などの概要・・・	8・9
保健・福祉ガイド・・・	11
保健センター健康ガイド・・・	12・13
早春イベント情報・・・	14・15
安全・安心まちづくり情報・・・	16
ヘルシーなメール便・・・	17
ゆがわらっこ・・・	18
インフォメーション・・・	19～21
ごみカレンダー・・・	22
みんなのカレンダー・・・	23

たちばな保育園 マラソン大会

雲ひとつない晴天のなか、1月27日(木)に、たちばな保育園でマラソン大会が開催されました。

途中で泣き出したり、止まってしまうお友だちもいたけれど、みんな最後までがんばって走りきりました。

みんなの中の“たちばな魂”に火がついた、元気いっぱいのマラソン大会でした。

なぜ? なに?

観光立町推進条例

～おもてなしの心をもつまちづくり～

町では、『観光立町推進条例』を制定し、平成23年4月1日から施行します。

では一体、なぜこの条例ができたのでしょうか。どんなことが条例で決められているのでしょうか。

観光課 内線711



『観光立町』ってなに?

『観光立町』とは、町の基幹産業である観光産業を中心として、魅力ある湯河原町を築いていくことを言います。

町が一体となって、「おもてなしの心」をもって、観光客に接することにより、観光客の増加と町の発展、そして町民生活の向上を目指します。



なぜ条例ができたの?

湯河原町は、一年を通じて温暖で海、山、川などの恵まれた自然環境や、歴史と文化の香りただよう街並みなど、魅力ある観光資源のある町です。

中でも、湧き出でる温泉は大変良質で、明治時代には湯治場として多くの文人墨客を迎え入れるなど、温泉を中心とした観光産業は町の経済をけん引してきました。

しかし、観光宿泊客数は平成2年の約130万人をピークに年々減少し、平成21年には約64万人にまで落ち込んでいます。

そこで、町民の皆さん一人一人に、観光産業が重要な産業であることを再認識してもらい、『観光立町』の意味を理解し、町、町民、観光事業者、観光関係団体などが一体となって「おもてなしの心」をもち、『観光立町』を実現させるために、観光立町推進条例が制定されました。

町を訪れる皆さんに「来て良かった。また来たい。住んでみたい。」と実感してもらえるまちづくりを、町全体で進めていきます。



これからどんなことをしていくの?

今までの観光旅行は、「温泉に入っておいしい食事」や団体旅行が主流でしたが、最近では、旅行先で「体験してみたい」「地元の人とふれあいを楽しみたい」といった新しいニーズも生まれてきています。

こうした中で、新しいニーズに応えるために、「芸者と町歩き&つまみ食いツアー」や「学芸員と歩く町立美術館」などの体験型・交流型のツアーが生まれました。

今後は、湯河原の知名度の向上と観光客数の増を目標に、新しいツアーの開発やさまざまな地域資源の活用など、総合的で計画的な取り組みを進めていきます。



芸者と町歩き&つまみ食いツアー



条例ができたからって、私たちの生活にはあまり関係がないんでしょ?

何かが義務付けられるわけではありませんが、決して関係がないことはありません。

条例では、町民の皆さんの役割を「一人一人が『おもてなしの心』をもって観光客を迎え、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努める。」としています。

また、今後は、『観光立町』の実現に向けての具体的な計画づくりや、実施結果の検証を、町民の皆さんと一緒に進めていきます。

■湯河原町観光立町推進条例のポイント

基本理念(3条)

～観光立町のための基本的な考え方～

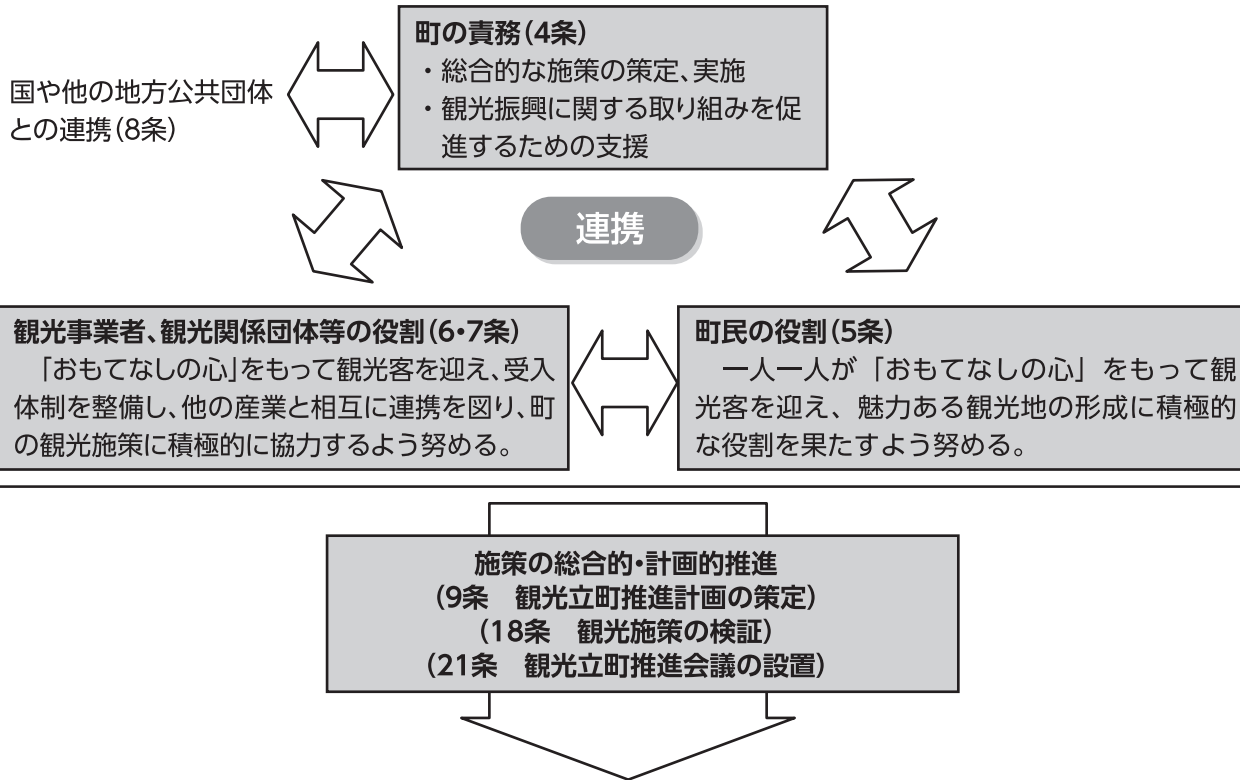
- ①地域の自主的な取り組みの尊重
- ②観光産業が町経済をけん引する産業との認識
- ③観光資源の積極的活用と保全、創出
- ④良質なサービス提供のための環境整備と人材育成
- ⑤日本固有の文化の発信と国際相互理解の増進
- ⑥町、町民、観光事業者等の相互の連携の確保
- ⑦豊かな町民生活の実現と観光の持続的な発展

基本的施策(10～16条)

～観光立町の実現に向けた施策の展開～

- ①魅力ある観光地の形成
- ②観光を担う人材の育成
- ③観光旅行者の来訪の促進
- ④外国人観光旅行者の来訪の促進
- ⑤観光旅行の安全の確保
- ⑥新たな観光旅行の分野の開拓
- ⑦観光地における自然環境の保全

各主体の役割 ～「おもてなしの心」をもって取り組みます～



観光を通じた町経済の発展、町民生活の向上(1条:条例の目的)
「湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち」の実現(総合計画:町の将来像)

※条例の詳しい内容については、ホームページまたは観光課窓口にてご覧いただけます。

湯河原町観光立町推進会議の委員募集 ～観光を通じたまちづくりに参加しませんか～

- ◆募集期間 3月22日(火)まで
- ◆募集人数 2人程度
- ◆任期 平成25年3月31日まで
- ◆業務 湯河原町観光立町推進計画の策定、施策の検証など

- ◆申し込み 町ホームページまたは役場観光課窓口にある申込書に必要事項を記入のうえ、直接役場観光課にお持ちいただくか、郵送、FAX(64-0300)、またはEメール(kanko@town.yugawara.kanagawa.jp)のいずれかの方法で提出してください。



住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

平成16年に消防法令が改正され、逃げ遅れによる住宅火災の事故を防ぐために、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

設置期限は平成23年5月31日です。あなたの大切な家族を守るために、必ず設置しましょう。



消防本部警防課 ☎60-0177

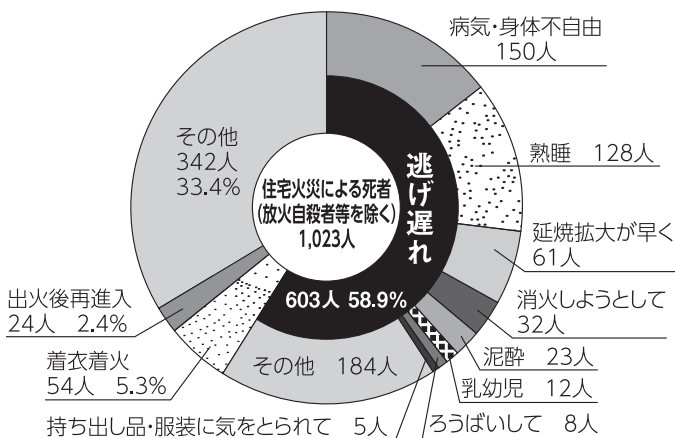
家族を守る 住宅用火災警報器

○なぜ住宅用火災警報器が必要？

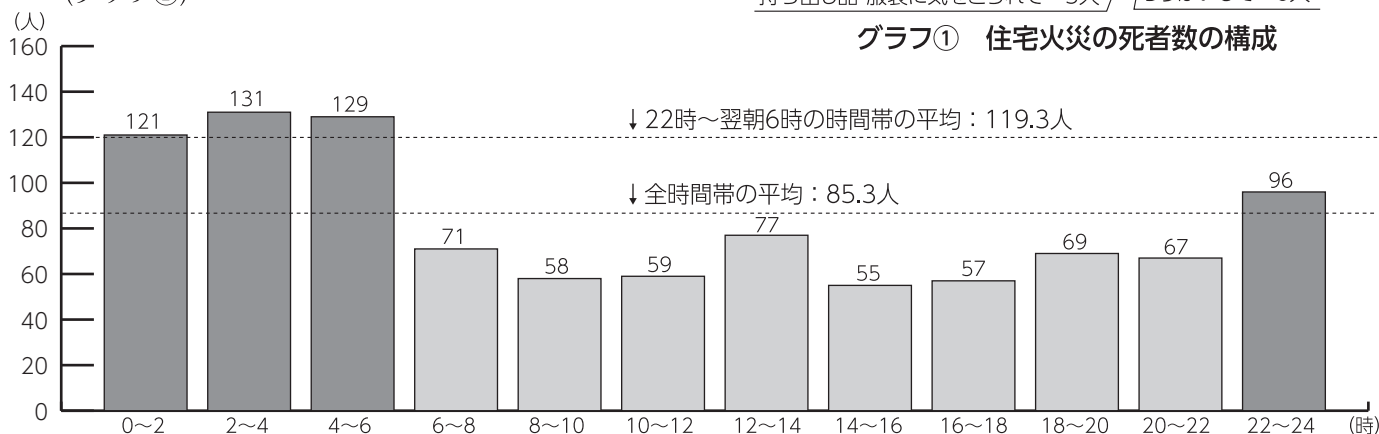
住宅火災による死者は、平成15年以降連続で年間1,000人を超えています。平成21年には、前年と比べて約1割の減少となりましたが、死者数全体に占める65歳以上の高齢者の割合が、過半数である状況が続いています。

死に至った原因としては、「逃げ遅れ」が全体の約6割を占めています。(グラフ①)

また、時間帯別では、22:00から6:00までの就寝時間中に発生した火災で被害に遭う傾向があります。(グラフ②)



グラフ① 住宅火災の死者数の構成



※出火時刻が不明な火災の死者33人を除く。

※「全時間帯の平均」は、出火時刻が不明な火災を含む平均。

グラフ② 時間帯別住宅火災の死者発生状況

○どこに設置するの？

煙感知式の住宅用火災警報器を、すべての寝室と階段の上部(2階以上に寝室として使用する部屋がある場合)に取り付けることが義務付けられています。それに加えて、台所にも設置するとより安心です。

また、無線などにより、住宅内の全ての警報器が一斉に作動するタイプのものもあります。



※マンションやアパート、社員寮などの共同住宅も、個人の住宅部分が設置の対象です。ただし、自動火災報知設備やスプリンクラーなどが設置されている場合は必要ありません。

○どこで買えるの？

ホームセンター、電気店、家電量販店、防災用具店などで販売しています。また、ガス会社などで警報器のリースをする業者もあります。

※日本消防検定協会のNSマークの付いたものをお勧めします。



住宅用火災警報器で救える命がある ～未然に火災を防いだ事例～

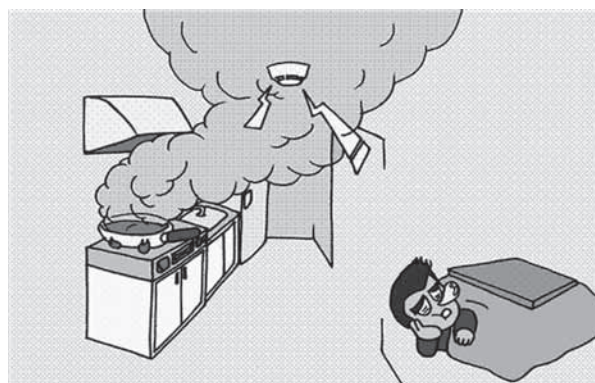
★事例1(湯河原町消防本部管内での事例)

干してあった洗濯物が、電気ストーブに落ちて煙が上がりましたが、火災警報器が作動して、火災を未然に防ぐことができました。

★事例2(湯河原町消防本部管外での事例)

アパートの住人が、調理中についっかり寝込んでしまいました。

鍋が加熱されて、もくもくと発生した煙に火災警報器が作動し、廊下を歩いていた隣人が警報音に気づいて大事には至りませんでした。



春の火災予防運動 3月1日(火)～7日(月)



3月に入ると冬の寒さも峠を越え、火の取り扱いに対する注意が緩みがちになります。しかし、3月は空気が乾燥し、風の強い日が多いことから、火災の発生しやすい季節です。一人一人が防火について注意して、火災の予防に努めましょう。

★平成22年 湯河原町消防本部管内での火災発生状況★

火 災 件 数			出 火 原 因	
内 訳	火 災 件 数	11件	コンロ	1件
	建 物	9件	火遊び、放火、放火疑い	2件
	その他	2件	その他、不明	8件

町営水道料金改定のおしらせ 平成23年4月分から新料金になります

水道課 内線751～754

広報ゆがわら平成22年8月号と9月号で、町営水道の料金改定についておしらせしましたが、今回は新旧料金早見表や改定後の算出例など、具体的な料金についておしらせします。

引き続き、皆さんに安全でおいしい水を供給するため、ご理解をお願いします。

■いつから新料金になるの？

お住まいの地域により、隔月で検針しているため、検針月によって新料金の適用時期が違います。

◆偶数月検針の地域

→6月支払い分から新料金になります。

(4月支払い分は旧料金です。)

城堀・鍛冶屋・中央の一部、門川、吉浜、川堀、福浦

◆奇数月検針の地域

→5月支払い分は使用水量の2分の1が新料金、7月支払い分から全額新料金になります。

城堀・鍛冶屋・中央の一部、奥湯河原、温泉場、宮上、宮下

※お住まいの地域の検針月がわからない方は、水道課までお問い合わせください。

■どれくらい上がるの？

新料金の平均改定率は約8%です。次の単価表、早見表、算出例を参考にしてください。

○2か月あたりの水道料金単価比較表(税込み)

使用 水量	基本料金	基本料金を超える料金(1㎡につき)			
	～20㎡	21㎡～ 60㎡	61㎡～ 100㎡	101㎡～ 200㎡	201㎡ 以上
旧	1,448円	79円	85円	91円	98円
新	1,564円	85円	92円	98円	106円

○新旧料金早見表(2か月分・税込み)

使用水量	旧料金	新料金
～20㎡	1,448円	1,564円
30㎡	2,238円	2,414円
40㎡	3,028円	3,264円
50㎡	3,818円	4,114円
60㎡	4,608円	4,964円
100㎡	8,008円	8,644円

○改定後の算出例(2か月あたり38㎡使用した場合)

20㎡までの分	基本料金	1,564円
21～38㎡の分	超過分 85円×18㎡	1,530円
合 計		3,094円

「暮らしのガイドブック」をつくります

住民課 内線321

町では、日常生活に必要な町の各種サービスや手続きなどの情報をまとめた「暮らしのガイドブック」を作製し、町内の全世帯に配布します。

◆発行 平成23年6月予定

◆規格 A4判4色刷(カラー)

◆作製 総合広告代理業の(株)シーエムが、町内外の企業やお店などから民間広告を募集して作製



「暮らしのガイドブック」の 広告を募集します

広告掲載をご希望の方は、(株)シーエムまでお申し込みください。

◆掲載できない広告

次のいずれかに該当するものは掲載できません。

- ①法令等に違反するもの
- ②公序良俗に反するもの
- ③人権侵害、差別、名誉毀損のおそれのあるもの

◆問い合わせ (株)シーエム ☎046-228-3771

町営駐車場料金の改定と有料化のお知らせ

財政課 内線242・社会教育課 ☎62-1125

料金が改定される駐車場

4月1日から、次の町営駐車場の料金を改定します。

駐 車 場	区 分	料 金
湯河原観光会館駐車場 (宮上566番地)	大型自動車	1時間300円(最高限度額 1,800円/1日)※予約可
	普通自動車	1時間100円(最高限度額 1,000円/1日)
	二 輪 車	1時間50円(最高限度額 500円/1日)
湯河原駅前広場駐車場 (土肥一丁目2番地の2)	普通自動車	30分100円(最初の30分のうち15分までは無料)
町立湯河原美術館駐車場 (宮上623番地の1)	大型自動車	1時間300円(最高限度額 1,800円/1日)※予約可
	普通自動車	1時間100円(最高限度額 1,000円/1日)
	二 輪 車	1時間50円(最高限度額 500円/1日)
万葉公園第2駐車場 (宮上565番地の6)	普通自動車	1時間100円(最高限度額 1,000円/1日) (最初の1時間のうち15分までは無料)
万葉公園第3駐車場 (宮上573番地)	普通自動車	1時間100円(最高限度額 1,000円/1日) (最初の1時間のうち15分までは無料)
湯河原駅臨時第3駐車場 (土肥一丁目7番地の24)	普通自動車	30分100円(最高限度額 1,000円/1日) (最初の30分のうち15分までは無料)
	自 転 車	無料
湯河原温泉場駐車場 (宮上534番地の1)	大型自動車	1時間300円(最高限度額 1,800円) (最初の1時間のうち15分までは無料)※予約可
	普通自動車	1時間100円(最高限度額 1,000円) (最初の1時間のうち15分までは無料)
	普通自動車 (定期利用)	1区画 10,000円/月

注1 普通自動車は軽自動車を含みます。また、二輪車は自動二輪車と原動機付自転車とします。

注2 町立湯河原美術館の入館者が同館駐車場を使用する場合は無料です。また、湯河原観光会館の利用者が同館駐車場を使用する場合は、規定料金の半額です。

有料となる駐車場

■ヘルシープラザ駐車場

海水浴場開設期間に限り有料でしたが、4月1日以降、年間を通して有料となります。ただし、ヘルシープラザの利用者は無料です。

◆利用時間 9:00～21:00

◆料金(1回あたり)

区 分	料 金
普通車・軽自動車	1,000円
二輪車	300円

■教育センター駐車場

4月1日以降、有料となります。ただし、教育センターまたは町民体育館の利用者は無料です。

◆利用時間 24時間利用可能(要予約)
※予約は社会教育課へ

◆料金

○24時間以内(1時間ごと)

区 分	料 金
大型自動車	300円(最高限度額1,800円)
普通車・軽自動車	100円(最高限度額1,000円)
二輪車	50円(最高限度額 500円)

○24時間を超えるもの

24時間を超える部分の金額は、再入場したものとみなして新たに計算します。

町職員の給与などの概要をお知らせします

庶務課 内線284

町職員の給与や職員数について、平成22年4月1日現在の概要をお知らせします。
人事行政の運営等の状況の詳細は、町ホームページや庶務課窓口で公表しています。

給与決定のしくみ

職員の給与は、地方公務員法その他の法令により、国や他の地方公共団体の職員の給与、生計費、民間企業従業員の給与水準とのバランスなどを考慮して、町の条例で定めることになっています。

給与の種類とその内容

毎月支給されるもの

給料

職種や職務に応じた給料表に定める額

※平成22年4月から地域手当を廃止しました。

扶養手当

区 分	支給月額
配偶者	13,000円
配偶者以外の扶養親族(一人につき)	6,500円
配偶者のいない場合の扶養親族のうち一人	11,000円
16歳から22歳の子の加算(一人につき)	5,000円

住居手当

区 分	支給月額
借家(限度額)	27,000円

※平成21年12月から住居手当(持ち家2,500円)の支給を廃止しました。

通勤手当

支給月額
55,000円を限度 (片道2km未満を除く。)

勤務した実績に応じて支給されるもの

管理職手当

管理職の職責に応じて31,900円～68,400円を支給しています。

平成21年4月から部長級は20%、課長級と副課長級は10%を減額しています。

時間外勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給される手当(管理職を除く。)

特殊勤務手当

危険、困難、健康に良くない業務などに従事したときに支給される手当
(消防業務手当、清掃業務手当、防疫作業手当の3種類があります。)

保育業務手当は平成16年4月から、徴収事務手当は平成17年4月から不支給としています。

その他

日直手当など

その他

期末・勤勉手当

民間企業のボーナスに相当する手当(年間4.15月分)

平成22年度は人事院勧告に準じて、3.95月分に引き下げました。
役職加算率(期末勤勉手当)は、平成17年4月から一律2.5%減としています。

退職手当

区 分	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分

※退職手当の支給率は、町が加入している神奈川県市町村職員退職手当組合の条例によるものです。

①職員給与費の状況(一般会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たりの 給与費(B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成21年度	286人	1,141,439千円	230,554千円	433,426千円	1,805,419千円	6,313千円

(注) 職員手当には、退職手当は含みません。

②職員の初任給の状況

区 分	初任給
一般行政職	大 学 卒 172,200円
	短 大 卒 152,800円
	高 校 卒 140,100円

(平成22年4月1日現在)

③職員の経験年数別、学歴別平均給料月額状況

区 分	経験10年	経験15年	経験20年
一般行政職	大 学 卒 255,700円	311,200円	360,500円
	短 大 卒 240,000円	286,900円	340,000円
	高 校 卒 235,000円	272,600円	321,500円

(平成22年4月1日現在)

④平均給料月額、平均年齢の状況

一般行政職		技能労務職	
月 額	年 齢	月 額	年 齢
351,200円	44.9歳	299,300円	51.5歳

(平成22年4月1日現在)

⑤特別職の報酬などの状況

区 分	給料・報酬の月額 (平成22年4月1日現在)	期末手当の年間支給割合 (平成21年度実績)
町 長 副町長 教育長	592,000円 569,000円 527,000円	4.15月分
議 長 副議長 議 員	400,000円 320,000円 300,000円	4.3月分

平成19年7月に町長の給料月額を20%(148,000円)、教育長の給料月額を15%(93,000円)引き下げました。

また、平成22年度は一般職の改定を踏まえ、特別職の期末手当支給割合を3.95月分に、議員の期末手当支給割合を4.1月分に引き下げました。

⑥定員適正化計画の進ちょく状況 (各年度4月1日現在)

職員の定員適正化については、「第3次定員適正化計画」に基づき、行政規模による適正な水準、今後の行政需要の動向を見定めながら実施しています。(単位:人)

区 分		実 績						見込み
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
全 職 員	目標職員数	356	350	350	348	342	335	329
	うち一般事務等職員数	233	228	224	220	214	207	201 (10%削減)
	実職員数	356	350	350	348	334	326	(331)
	うち一般事務等職員数	233	228	224	220	207	201	(201)

- ・保育士や消防職などの専門職を除いた一般事務等職員数を平成19年度から平成23年4月1日までに10%削減することを目指しています。
- ・「10%削減」の目標は、平成22年度に達成しました。

⑦部門別職員数の状況 (各年度4月1日現在)

(単位:人)

部 門	区 分	職 員 数				対前年度増減数		
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一 般 行 政		191	194	185	183	3	△9	△2
特 別 行 政		114	111	108	103	△3	△3	△5
公 営 企 業 等 会 計		45	43	41	40	△2	△2	△1
合 計		350	348	334	326	△2	△14	△8

(注) 職員数は一般職に属する職員数(教育長を除く。)であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時及び非常勤職員を除いています。

一般行政: 特別行政と公営企業等会計に属する職員を除いた職員

特別行政: 教育委員会に属する職員と消防本部に属する職員

公営企業等会計: 国民健康保険、下水道、介護保険、水道、温泉等の特別会計等に属する職員

第17回統一地方選挙のおしらせ

湯河原町選挙管理委員会（庶務課内） 内線222

町政
ニュース

神奈川県議会議員選挙・神奈川県知事選挙

- ◆投票日 4月10日(日)
- ◆投票時間 7:00～20:00
- ◆投票できる人 平成3年4月11日以前に生まれた人で、平成22年12月31日以前から湯河原町に住所を有する人（平成23年1月1日以降に県内の市町村から転入した人は、前の住所地で投票できる場合があります。）
- ◆期日前投票
 - 期日前投票期間
 - 県知事選挙 3月25日(金)～4月9日(土)
 - 県議会議員選挙 4月2日(土)～4月9日(土)
 - 期日前投票時間 8:30～20:00
 - 期日前投票所 役場第2庁舎3階第1・第2会議室

湯河原町長選挙

- ◆投票日 4月24日(日)
- ◆投票時間 7:00～20:00
- ◆投票できる人 平成3年4月25日以前に生まれた人で、平成23年1月18日以前から湯河原町に住所を有する人
- ◆期日前投票
 - 期日前投票期間 4月20日(水)～23日(土)
 - 期日前投票時間 8:30～20:00
 - 期日前投票所 役場第2庁舎3階第1・第2会議室

町非常勤職員の登録

庶務課 内線284・288

町非常勤職員の登録を募集します。任用する必要がある場合に、登録している方の中から条件に合う方を選考し、任用します。

- ◆対象 18歳以上(高校生を除く。)
- ◆登録期間 平成23年4月1日～平成24年3月31日
- ◆職種 一般事務員、調理員、保育士、保健師など
- ◆申し込み 町ホームページまたは庶務課窓口にある登録申込書に必要事項を記入し、写真を貼って、庶務課へ持参または郵送(資格が必要な職種を希望の場合は、資格証明書の写しも提出)
- ※希望職種(複数希望可)は必ずご記入ください。
- ※職種によっては、個別に募集を行うことがあります。

不在者投票ができる方

3選挙とも、次に該当する方は不在者投票をすることができます。詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

- 病院や老人ホームなどに入院、入所されている方
- 仕事などで長期不在の方
- 身体障害者手帳などを持ち、一定の条件に該当する方

立候補予定者事前説明会

○神奈川県議会議員選挙

- ◆日時 3月8日(火) 13:00～
- ◆会場 小田原合同庁舎3階E・F会議室
- ※説明会終了後、届出書類の事前審査を行います。
- ◆問い合わせ
 - 神奈川県西湘地域県政総合センター
 - 企画調整部企画調整課
 - ☎32-8000 内線2211・2218

○湯河原町長選挙

- ◆日時 3月16日(水) 14:00～
- ◆会場 役場第2庁舎3階会議室
- ※出席者は、1候補者につき2人以内です。

町県民税や所得税の申告は 正しくお早めに!!

町県民税や所得税の申告期限は3月15日(火)です。期限が近づくと窓口が大変混雑します。早めに申告しましょう。

申告受付会場	問い合わせ
湯河原町役場 第2庁舎3階会議室	税務課☎63-2111 (内線261・262)
小田原税務署	☎35-4511
青色会館5階大ホール (旧県合同庁舎)	☎24-2611

★国税の申告や納税が自宅やオフィスでできる便利なサービス『国税電子申告・納税システム(e-Tax)』をご利用ください。
(<http://www.nta.go.jp/>)

高齢者温泉入浴と高齢者マッサージ 助成サービスの利用施設が変わります

介護課 内線347

■高齢者温泉入浴助成サービス

「万葉荘」での利用は3月31日(木)で終了となり、4月1日(金)からは、「ホテル城山湯河原ラドンセンター」をご利用いただけます。

<平成23年度の利用施設>

- 「温泉旅館水月」(土肥2-9-24) (☎63-2525)
水～土曜日(祝日・休館日を除く) 11:00～14:00
- 「ホテル城山湯河原ラドンセンター」
(城堀207) (☎63-0151)
月～日曜日(休館日を除く) 11:00～22:30

■高齢者マッサージ助成サービス

「温泉旅館水月」でのマッサージ受療は3月31日(木)で終了となります。

<平成23年度受療施設>

- 「指定マッサージ師」の治療院または自宅
指定マッサージ師に直接電話
- 「こごめの湯」(宮上562-6) (☎63-6944)
土・日・祝日・休館日を除く 10:00～17:30

※平成23年度の入浴利用券とマッサージ受療券は、**3月22日(火)**から役場介護課で配布します。本人確認書類(保険証など)をお持ちください。

100歳おめでとうございます

介護課 内線348

吉浜にお住まいの露木ミキさんがめでたく100歳の誕生日を迎え、富田町長からお祝いの花束などが贈られました。露木さんは明治44年に川堀で生まれ、湯河原生まれの湯河原育ち。

マッサージが大好きでよくマッサージをしてもらっているとのこと。住み慣れた湯河原で、心身ともにリラックスすることが長寿の秘訣のようです。これからもお元気で長生きしてください。



福祉タクシー利用券の交付申請について

福祉課 内線311・312

バスなどを利用することが困難な在宅の重度障がい児者に対して、初乗り運賃相当額を助成する福祉タクシー利用券(年間24枚)を交付しています。

有料道路割引制度を利用されていない方には、3月中旬から各地区担当の民生委員児童委員が配布します。

有料道路割引制度を利用されている方は利用申請が必要です。交付枚数は、年間12枚になります。ご希望の方は福祉課へ申請してください。

◆受付期間 **3月22日(火)**から

◆持ち物 身体障害者手帳または療育手帳、認め印

「やすらぎ」に遊びに来ませんか

生活サポートセンター「やすらぎ」 ☎34-1351
保健センター 内線361

湯河原、小田原、箱根、真鶴にお住まいの精神障がいのある方や、その家族が気軽に利用できる憩いの場です。

◆日時 **3月29日(火)** 11:30～15:30

◆会場 保健センター

◆内容

- 精神保健福祉士などによる面接と電話相談
☎090-6508-6560(実施時間中のみ)
- フリースペース(飲み物無料)
- 食事サービス(ロールキャベツ、切り干し大根のツナサラダ、ごはん、スープ、漬物、デザート)
- ※1食400円(障がい者の方は200円)で当日集金
- ※食事サービスは、**3月25日(金)**16:00までに要予約

「高齢期のお口の健康について」講演会

介護課 内線344

虫歯の治療や入れ歯の調整だけでなく、お口の健康は全身の健康につながります。歯科医師や歯科衛生士と一緒に、お口の健康について学びませんか。

◆日時 **3月17日(木)** 13:15～16:00

◆会場 役場第2庁舎3階会議室

◆対象 お口の健康に関心のある方

◆持ち物 歯ブラシ、手鏡

◆参加料 無料

◆定員 30人(先着順)

◆申し込み **3月11日(金)**までに電話で介護課へ

乳幼児健康診査の年間予定

◆会場 保健センター *対象となる方には、おしらせのはがきや必要書類を送付します。

月	4 か月児健康診査 (受付時間 13:00～13:15)		1 歳 6 か月児健康診査 (受付時間 13:30～14:00)		3 歳 6 か月児健康診査 (受付時間 13:00～13:15)	
	日	対 象	日	対 象	日	対 象
4 月	26日(火)	平成22年12月生	15日(金)	平成21年9月生	8日(金)	平成19年9月生
5 月	24日(火)	平成23年1月生	20日(金)	平成21年10月生	13日(金)	平成19年10月生
6 月	28日(火)	平成23年2月生	17日(金)	平成21年11月生	10日(金)	平成19年11月生
7 月	26日(火)	平成23年3月生	22日(金)	平成21年12月生	8日(金)	平成19年12月生
8 月	23日(火)	平成23年4月生	19日(金)	平成22年1月生	5日(金)	平成20年1月生
9 月	27日(火)	平成23年5月生	16日(金)	平成22年2月生	9日(金)	平成20年2月生
10月	25日(火)	平成23年6月生	21日(金)	平成22年3月生	14日(金)	平成20年3月生
11月	22日(火)	平成23年7月生	18日(金)	平成22年4月生	11日(金)	平成20年4月生
12月	20日(火)	平成23年8月生	16日(金)	平成22年5月生	9日(金)	平成20年5月生
1 月	24日(火)	平成23年9月生	20日(金)	平成22年6月生	13日(金)	平成20年6月生
2 月	28日(火)	平成23年10月生	17日(金)	平成22年7月生	10日(金)	平成20年7月生
3 月	27日(火)	平成23年11月生	16日(金)	平成22年8月生	9日(金)	平成20年8月生
持ち物	母子健康手帳		母子健康手帳、歯ブラシ		母子健康手帳、歯ブラシ 当日朝の尿 視力と聴力のアンケート用紙	

母子の健康相談とセミナーの年間予定

○育児相談

- ◆対象 乳幼児とその親または家族
- ◆時間 9:30～11:30
- ◆会場 保健センター
- ◆内容 身体計測、保健師・助産師による育児相談、
栄養士による栄養相談
- ◆持ち物 母子健康手帳

日		程	
4月19日(火)	5月17日(火)	6月21日(火)	7月19日(火)
8月22日(月)	9月20日(火)	10月18日(火)	11月15日(火)
12月13日(火)	1月17日(火)	2月21日(火)	3月13日(火)

○マタニティクラス

- ◆対象 妊娠中の方
 - ◆会場 保健センター
 - ◆持ち物 母子健康手帳、筆記用具
- ※1コースは5日間です。予約の必要はありませんが、
途中から参加される場合は事前にご連絡ください。



○育児教室(かるがも)

- ◆対象 乳幼児とその親または家族
- ◆受付時間 9:30～10:00
- ◆会場 保健センター



日		程	
4月14日(木)	5月12日(木)	6月9日(木)	7月7日(木)
8月11日(木)	9月8日(木)	10月13日(木)	11月10日(木)
12月8日(木)	1月12日(木)	2月9日(木)	3月8日(木)

○離乳食講習会(予約制)

- ◆対象 離乳期の子どもの持つ親またはその家族
- ◆受付時間 9:40～10:00
- ◆会場 保健センター
- ◆内容 離乳食の進め方や作り方の話、調理実習
- ◆持ち物 筆記用具、エプロン、三角巾(バンダナなど)

日		程	
4月22日(金)	6月24日(金)	8月18日(木)	
10月28日(金)	12月22日(木)	2月24日(金)	

内 容	時 間	日 程				持ち物
		1 コース	2 コース	3 コース	4 コース	
① ママとベビーのデンタルヘルス、友達の輪	13:30～15:30	平成23年 5月25日(水)	8月17日(水)	11月16日(水)	平成24年 2月29日(水)	歯ブラシ、手鏡
② おっぱいの手入れ、お産の準備と経過、妊婦体操	13:30～16:00	6月22日(水)	8月31日(水)	11月30日(水)	3月7日(水)	動きやすい服装で
③ 楽しくおいしくヘルシーに(調理実習)	10:00～12:30	6月8日(水)	9月7日(水)	12月7日(水)	3月14日(水)	主食、エプロン、三角巾
④ 赤ちゃんすばらしき命(ビデオ)、ティーパーティー	13:30～16:00	6月1日(水)	9月14日(水)	12月14日(水)	3月21日(水)	
⑤ 赤ちゃんのお風呂、生まれたばかりの僕たち(ビデオ)	13:30～16:00	6月29日(水)	9月21日(水)	12月21日(水)	3月28日(水)	エプロン、バスタオル1枚

※講師の都合により、1コースのみ2日目と4日目の日程が入れ替わっていますので、ご注意ください。

歯科教室と歯科検診の年間予定

○1歳児歯科教室

- ◆受付時間 9:20～9:30
- ◆会場 保健センター
- ◆内容 歯科衛生士による虫歯予防の話、歯みがき指導
- ◆持ち物 母子健康手帳、歯ブラシ

日 程	対 象
5月23日(月)	平成22年3月1日～平成22年4月30日生
7月25日(月)	平成22年5月1日～平成22年6月30日生
9月26日(月)	平成22年7月1日～平成22年8月31日生
11月28日(月)	平成22年9月1日～平成22年10月31日生
1月23日(月)	平成22年11月1日～平成22年12月31日生
3月26日(月)	平成23年1月1日～平成23年2月28日生



*対象となる方には、おしらせのはがきを送付します。

○2歳児歯科検診・2歳6か月児歯科検診

- ◆受付時間 13:30～14:00
- ◆会場 保健センター
- ◆内容 歯科医師による診察、歯科衛生士による歯科保健指導、必要時予防処置とフッ素塗布
- ◆持ち物 母子健康手帳、歯ブラシ

<2歳児歯科検診>

日 程	対 象
5月16日(月)	平成21年4月1日～平成21年5月31日生
7月11日(月)	平成21年6月1日～平成21年7月31日生
9月12日(月)	平成21年8月1日～平成21年9月30日生
11月21日(月)	平成21年10月1日～平成21年11月30日生
1月16日(月)	平成21年12月1日～平成22年1月31日生
3月19日(月)	平成22年2月1日～平成22年3月31日生

<2歳6か月児歯科検診>

日 程	対 象
4月18日(月)	平成20年9月1日～平成20年10月31日生
6月20日(月)	平成20年11月1日～平成20年12月31日生
8月8日(月)	平成21年1月1日～平成21年2月28日生
10月17日(月)	平成21年3月1日～平成21年4月30日生
12月19日(月)	平成21年5月1日～平成21年6月30日生
2月20日(月)	平成21年7月1日～平成21年8月31日生

予防接種の年間予定

予防接種を受ける前には、「予防接種と子どもの健康」という小冊子を読み、接種の必要性や副反応について理解しておきましょう。お子さんの健康状態をよく知っているご家族の方が同行のうえ、お子さんの体調が良いときに接種してください。

○集団接種(ポリオ)

- ◆対象 生後3か月～7歳6か月未満の子(標準的な接種期間は生後3か月～1歳6か月未満)
- ◆接種回数 41日以上の間隔をあけて2回接種
- ◆受付時間 13:30～14:20
- ◆会場 保健センター
- ◆持ち物 母子健康手帳

日 程	対 象
4月13日(水)	平成22年7月1日～平成22年12月31日生
4月20日(水)	平成22年1月1日～平成22年6月30日生
5月19日(木)	4月13日(水)・20日(水)対象で未接種児
10月7日(金)	平成23年1月1日～平成23年6月30日生
10月19日(水)	平成22年7月1日～平成22年12月31日生
11月8日(火)	10月7日(金)・19日(水)対象で未接種児

*対象となる方には、おしらせのはがきを送付します。

○個別接種(BCG・DPT・DT・MR・日本脳炎)

湯河原町、小田原市、箱根町、真鶴町の予防接種指定医療機関で接種できます。事前に電話などで確認のうえ、お出かけください。

- ◆持ち物 母子健康手帳、健康保険証

予防接種名	内容、対象年齢と接種回数
BCG(結核予防)	生後6か月未満で1回接種
DPT(三種混合) (ジフテリア・百日ぜき・破傷風の予防)	1期初回:生後3か月～7歳6か月未満の間に、20日から56日の間隔で3回接種(標準的な接種期間は、生後3か月～1歳未満の間に3回接種) 1期追加:1期初回(3回)終了後、6か月以上あけて7歳6か月未満までに1回接種(標準的な接種期間は、1期初回(3回)終了後、1年～1年6か月に達するまでの期間)
DT(二種混合) (ジフテリア・破傷風の予防)	2期:11～13歳未満の間に1回接種(標準的な接種時期は11歳)
MR(二種混合) (麻疹・風しんの予防)	1期:1歳～2歳未満の間に1回接種 2期:小学校に入る前の1年間で、5歳～7歳未満の間に1回接種 3期:中学1年生に相当する年齢の時に1回接種 4期:高校3年生に相当する年齢の時に1回接種
日本脳炎	1期初回:生後6か月～7歳6か月未満(標準的な接種期間は3～4歳)の間に、6～28日間隔で2回接種 1期追加:生後6か月～7歳6か月未満(標準的な接種期間は4歳～5歳)の間に、1期初回終了後おおむね1年後に1回接種 2期:9～13歳未満(標準的な接種は9～10歳)に1回接種

湯河原梅林 梅の宴 うたげ 3月13日(日)まで開催中

観光課 内線713・714

約4,000本の紅梅こうばいや白梅はくばいが“梅のじゅうたん”のように咲き乱れ、園内はほのかな梅の香りに包まれます。

◆開園時間 9:00～16:00

◆入園料 200円(中学生を除く15歳以上)

※町民は町民証提示で無料になります。

🌸『アロマづくり体験』(有料)

3月5日(土) 10:00～14:00

🌸『梅一夜 創作和太鼓集団「衆」による演奏』

3月5日(土) 16:00～／18:30～(雨天中止)

🌸『梅林ライトアップ』

3月6日(日)まで開催中 18:00～21:00

(ライトアップの時間帯は入園無料、駐車場無料)

🌸『民話と名作の語り読み』

3月6・13日(日) 13:30～14:30

🌸『自然アートづくり』(有料100円)

3月7日(月) 10:00～14:00

★『梅の宴』臨時直通バス運行中です★

開催期間中は湯河原駅から会場までの臨時直通バスを運行しています(料金240円)。



湯河原梅林パーク&バスライド 運行実験のおしらせ

『梅の宴』開催期間中の周辺道路の渋滞緩和と、梅林への入園を円滑に行うための運行実験を行います。

◆運行日 3月5日(土)、6日(日)

※雨天などにより運行中止の場合あり

◆時間 10:00～17:00

1時間に3本(00分、20分、40分)

◆内容 教育センター駐車場を無料開放し、バスにて湯河原梅林まで送迎します。

◆対象 普通自家用車

※バス、マイクロバスは駐車できません。

イベント

春を探しにでかけよう♪

“菜の花・桜と老舗旅館で源泉浴”ツアー

地域政策課 内線232

千歳川河川敷の菜の花と川岸の桜を見ながら、歴史スポットを訪ね、有形文化財の上野屋旅館で食事、源泉浴、館内見学をするツアーです。

◆日時 3月24日(木) 9:30～15:00 ※小雨決行

9:30までに湯河原駅前バス停③～④付近集合

◆コース A、Bコースともに徒歩約4.0km

Aコース 駅→城願寺→駅→福泉寺→万葉公園→上野屋旅館(現地解散15:00)

Bコース 駅→千歳川→五所神社→福泉寺→万葉公園→上野屋旅館(現地解散15:00)

◆定員 50人(先着順)

◆参加料 2,100円(昼食代、入浴代含む。)

◆持ち物 飲み物、バスタオル、雨具、健康保険証(歩きやすい服装と靴で参加してください。)

◆主催 湯河原観光ボランティア

◆申し込み 3月15日(火)までに住所、氏名、年齢、電話、FAX番号、コース名を明記のうえ、FAXまたははがきでお申し込みください。

〒259-0314 足柄下郡湯河原町宮上358

湯河原観光ボランティア会長 杉本祐次

☎/FAX62-6378

みなもとのよりとも “源 頼朝”旗挙げ武者行列

観光課 内線711～714

平治の乱に敗れ、伊豆に流されていた源頼朝は、治承4(1180)年、湯河原の豪族、土肥次郎実平の助けを得て、平家打倒の兵を挙げました。この旗挙げの様子を模して、約100人の鎌倉武者が町内を練り歩きます。

◆日時 4月3日(日) 10:00～12:00

※小雨決行、雨天中止

◆内容 10:00 武者の名乗り、焼亡の舞(五所神社)

11:00 武者行列(五所神社～湯河原駅)

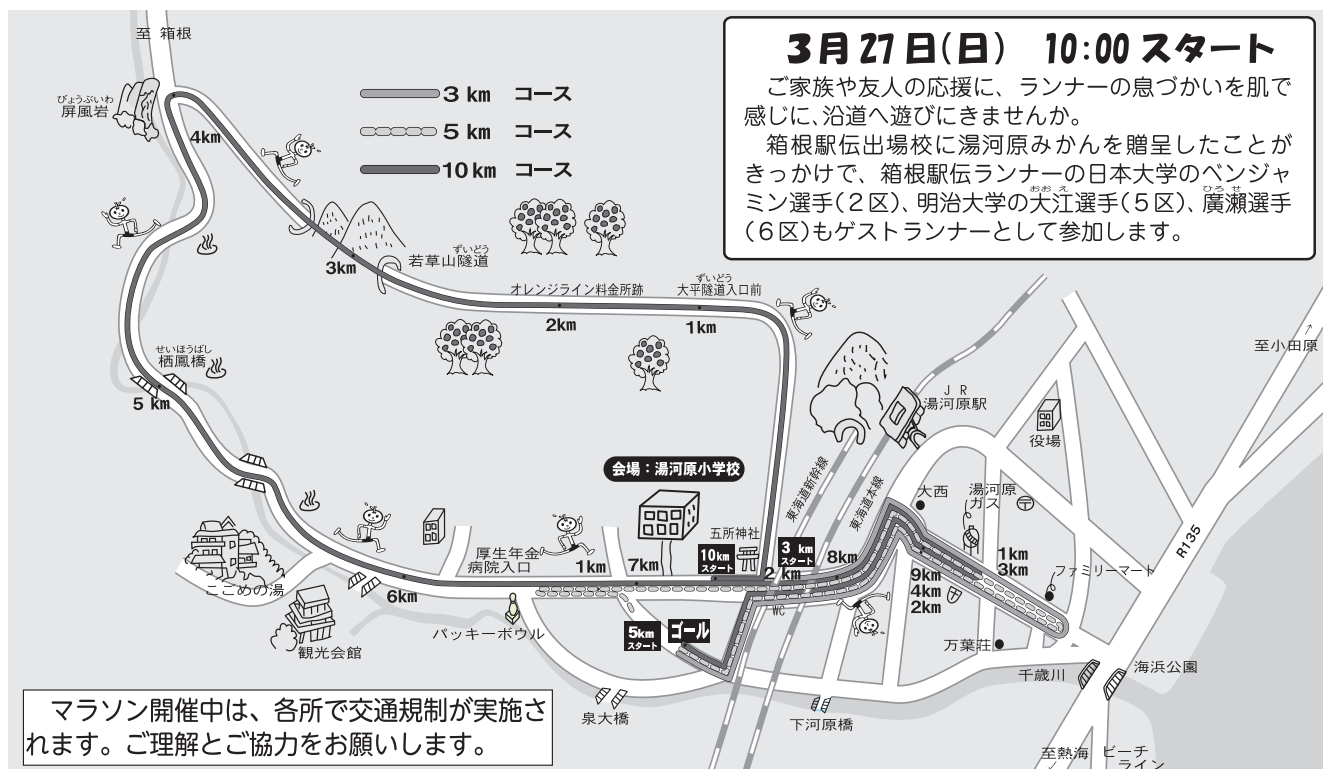
12:00 武者の名乗り、焼亡の舞、出陣の儀(湯河原駅構内)

※4月2日(土)13:00から、観光会館大ホールにて武者行列前夜祭を開催します。



2011湯河原温泉オレンジマラソン

社会教育課 ☎62-1125



早春 イベント情報!!

第29回「湯の里ゆがわら」東洋蘭展示大会

(社)湯河原温泉観光協会 ☎64-1234

しゅんらん 春蘭 (がらもの 復芸品)、ふくげいひん 寒蘭 (はなもの 花物・柄物)、けいらん 恵蘭、ふうきらん 富貴蘭などの東洋蘭展示大会を開催します。

◆日時 3月11日(金)～13日(日)

9:00～17:00

※最終日は15:00まで

◆会場 湯河原観光会館

2階中会議室

◆主催 神奈川県愛蘭会



「独歩の湯」の休業日が変わります

観光課 内線712

4月から、独歩の湯の休業日が変わります。

変更前	変更後
○毎月末日(末日が土・日・祝日の場合は、その前日)	○毎月最終木曜日(祝日の場合は、前日の水曜日)
○12月29日～31日	

※12月29日～31日も営業します。

※休業日が、臨時に変更になる場合がありますのでご注意ください。

「こごめの湯」の料金が変わります

こごめの湯 ☎63-6944

4月から、こごめの湯の入浴料金と和室利用料が変わります。

★入浴料金(一人1回につき)

19:00以降の入浴料金がお得になります。

区分		9:00～19:00	19:00～21:00
町内	15歳以上	400円	300円
	小中学生	200円	100円
町外	15歳以上	1,000円	500円
	小中学生	500円	300円

※15才以上とは、中学生を除きます。

※町内の方は町民証をお持ちください。

★和室利用料金(1時間につき)

1時間単位の料金設定になり、利用しやすくなります。

区分		9:00～17:00	17:00～21:00
和室1 (20畳)		200円	400円
和室2 (8畳)		400円	700円

高齢者を狙う悪質商法に 注意しましょう!!

住民課 内線321

一人暮らしの高齢者宅を、悪質な住宅リフォーム業者が訪問して床下工事などを勧誘し、銀行まで連れて行かれ、代金を支払ってしまった被害が町内で発生しました。

別の業者が、過去に被害に遭われた高齢者の個人情報を知り、何らかの方法で入手して自宅を訪問し、高齢者が二重、三重に被害に遭われることもあります。

被害を防ぐには、周囲の人や家族などの気配りが必要です。少しでもおかしいと思ったら、不審な点に気付いたときは、小田原市消費生活センター（☎33-1777）または役場住民課にご相談ください。

町民交通傷害保険 ～家族ぐるみで交通事故に備えましょう～

住民課 内線322

- ◆受付期間 3月1日(火)から
 - ◆対象 町内に在住、通勤または通学の方
 - ◆保険期間 平成23年4月1日～平成24年3月31日
 - ◆保険料 1口600円（2口まで）
- ※交通事故に遭われた方にお支払いする保険金が増加しているため、保険料が改定されました。
- ※生活保護世帯や、3級以上の障害者手帳をお持ちの方は、町が一部助成します。保護受給者証、障害者手帳をお持ちください。
- ◆申し込み 住民課窓口、駅前観光案内所または次の出張受付会場でお申し込みください。
 - ◆出張受付会場

日	時	会 場
3月15日(火)	10:00～11:30	宮上会館
	13:00～14:30	観光会館
3月17日(木)	10:00～11:30	宮下会館
	13:00～14:30	城堀会館
3月18日(金)	10:00～11:30	鍛冶屋会館
	13:00～14:30	文化福祉会館
	15:00～16:30	福浦会館
3月23日(水)	10:00～11:30	門川会館
	13:00～14:30	中央区民会館
	15:00～16:30	川堀会館

高齢者が関係する 交通事故が多発しています

湯河原町交通安全対策推進協議会（土木課内） 内線513

平成22年中に湯河原町内で、102件の交通事故が発生しました。

平成17年以降、交通事故件数は減少していますが、102件のうち65歳以上の高齢者が関係する交通事故は52件で、全体の約50%を占めています。これは、神奈川県下で最も高い割合で、昨年9月には神奈川県「高齢者交通事故多発地域」に指定されました。

今後、高齢者の関係する事故を減らすために、小田原警察署では、奥湯河原、温泉場、宮上地区を高齢者事故防止対策重点地域として、高齢者宅への個別訪問や啓発活動を実施していきます。



★夜間外出時は

明るめの色の衣服や反射材を身に着けましょう！

狂犬病予防集合注射について

環境課 内線551～553

狂犬病予防注射は、法律により生後91日以上の子犬の所有者が毎年1回受けさせなければなりません。

町では、4月に町内の各会場で集合注射を行いますので、3月中旬に案内はがきを飼い主の方へ郵送します。（詳しい集合注射の日程は、案内はがきをご覧ください。）

集合注射の当日は、案内はがき、愛犬手帳、1頭当たり3,500円の注射代金が必要です。

また、都合などにより会場で受けられない場合は、お近くの動物病院で必ず受けましょう。

家具の転倒防止などの対策を!!

地域政策課 内線233・234

大地震が発生すると、家具の転倒やガラスの破片が原因で、けがをする場合があります。家具の転倒などは、転倒防止器具を取り付けたり、ガラス飛散防止シールを貼り付けたりすることで防ぐことができます。

いつ起こるかわからない地震に備えて、自宅での対策をしましょう。



3月号



海を眺めようと思って、3階に上がってみると・・・



3階には、バスケットボールやバレーボール、フットサルができる広い体育室があったよ！



小学生のドッジボール大会や親子の体操教室もやるんだよ！



なるほど!!
幅広い年代の人が使えるんだな。



これからもみんなでリフレッシュしようね♪



みんなて来てね!!



ヘルシーなメール便

昨年12月に「第1回 ヘルシープラザカップ
クリスマス・ドッジボール大会」が開催されました！



<参加チーム数>

- 1・2年生の部 4チーム
- 3・4年生の部 6チーム

<大会結果>

- 1・2年生の部 優勝「チームtomo」
- 3・4年生の部 優勝「チームストライカーズ」

お父さん、お母さんの大声援の中、盛大に開催されました。第2回もお楽しみに!!

また、3月19日(土)には「バンビ体操教室」を開催します。皆さんぜひご参加ください！

※詳しくは、広報ゆがわら2月号の17ページをご覧ください。

○問い合わせ ヘルシープラザ (☎62-1333)

○開館時間 9:00~21:00

○3月の休館日 7・14・28日

○4月分の団体利用受け付け

3月10日(木) 9:00から受け付けます。料金を添えてお申し込みください。※9:00の時点で重複の場合は抽選

★おしらせ 4月から団体利用の受付日が毎月10日から毎月1日に変わり、3か月先までの予約ができるようになります。

春まちコラム



入学、入社、異動など環境が変わる季節。
生活リズムを整えるためにも「ちゃんと朝ごはん」していますか？

<朝ごはんのメリット>

①仕事、勉強の効率アップ

ご飯やパンなどの炭水化物を食べることで、糖質が補給され脳の働きが活発になります。

②便秘解消

食べ物が胃に入ると胃腸が刺激され、腸のぜん動運動が活発になり、便意がおこりやすくなります。

③太りにくい体になる

1食を抜くと残りの2食でまとめ食いをしたり、間食が増える傾向にあります。基礎代謝を低下させ、同じ量を食べても太りやすくなってしまいます。

④栄養バランスを保つ

一日に必要な栄養バランスが崩れ、その結果疲れやすくなったり、生活習慣病の原因にもなります。特に野菜は不足しやすいので、朝食から意識してとれるといいですね。

寒さも一段落してきました。少し眠くても、早起きして「ちゃんと朝ごはん」にあなたもトライしてみませんか？



湯河原小学校

日本文化体験学習

2月4日(金)に、6年生の児童と保護者が、学校支援ボランティアのご協力で、「生け花」「茶道」「邦楽」の体験をしました。ほとんどの児童がこれまで体験したことがなかったので、新たな感動や発見があり、親子で楽しく学習することができました。



■生け花

牛乳パックの周りに包装紙や色紙を貼り付け、思い思いの形に切るとすばらしい花器に変身しました。「花との出会いを大切に」を合

言葉にいろいろな花を生けると、個性豊かな作品に仕上がりました。完成度の高い作品ばかりで、児童も保護者も大満足でした。

■茶道

学習室にござを敷き、茶釜や茶器、掛け軸、花などを飾った室内は、まるで本物の茶室のようでした。初めて抹茶を口にする児童も「苦いと思っていたけれど、おいしい」と感激していました。お辞儀やあいさつを体験して、礼儀作法の大切さを学びました。



■邦楽

最初に琴と尺八のアンサンブルを聴かせてもらい、邦楽の音色に児童も保護者も引き込まれました。実際に琴で「さくらさくら」を演奏してみると、音の出し方のコツをだんだんとつかんでいき、「これはおもしろい」と、ふだんの音楽の学習とは違った一面を見せる児童もいました。尺八に興味を持った児童は、実際に吹いてみましたが、予想以上に音を出すのが難しく、演奏した講師の先生方のすばらしさが分かったようです。

今回の活動で、日本文化を改めて素晴らしいものだと感じたようです。この体験を生かして、素敵な大人に成長して欲しいと思います。



吉浜小学校

保育園交流を通して育つ子どもたち

5年生は、「総合的な学習」で、八雲保育園、まさご保育園、たちばな保育園を訪問して、園児とふれあう「保育園交流」を実施しています。今年度は、9月から1月まで、5回実施することができました。

子どもたちは、1歳児から5歳児までのクラスに分かれ、年齢に合った遊びを考えて、一緒に遊んだり、絵本や紙芝居を読んだりしてふれあいを深めています。

手づくりの絵本や人形劇、クイズやパズルを用意するなど、園児がもっと楽しめるように、もっと喜んでもらえるようにしたいという思いは、保育園訪問を重ねるたびに高まりました。

5年生の子どもたちの心をひきつけるのは、何といっても園児の素直な反応とかわいらしさです。初めのうちは、どう声をかけたら良いのかわからずに戸惑っていた子も、次の訪問では、しゃがんで園児と目の高さを合わせ、やさしく話しかけることができました。

膝の上にさせたり、抱っこをしたりして、うれしそうにふれあう姿や、「お姉ちゃんのところに、走ってきてね。」と大きく手を広げて待つ5年生に、園児が飛び込んで行く姿など、とても幸せそうな笑顔がいっぱい見られました。1歳児のおむつ交換の手伝いをしている姿もありました。

ふだん、学校では見ることで

きない子どもの一面が発見でき、お兄さんお姉さんとして一生懸命がんばる優しさに胸を打たれます。

保育園交流では、幼児との遊びやふれあいを通して、相手の気持ちを考えながら活動することの大切さや思いやりの心を学びました。

温かく迎えてくださった保育園の皆さん、ありがとうございました。今後もぜひ交流を続けていきたいと思っています。



記号一覧

日日時 **期**期間 **時**時間 **場**場所・会場
内内容・コース **対**対象・資格・条件
定定員・定数 **費**費用 **持**持ち物
講講師・出演 **交**交通 **任**任期
選選考 **ホ**ホームページ **主**主催
申申し込み **問**問い合わせ

教育委員会 定例会のお知らせ

学校教育課 ☎62-1100

日 3月29日(火) 13:30～

場 教育センター2階204会議室

※傍聴される方は、学校教育課までご連絡ください。

図書館あらかると

おはなし会 **場** 3階おはなしのへや

◎にこにこクラブ

日 3月11・25日(金) 11:00～

対 2歳まで

◎土よう日のおはなし会

日 3月5・12・19・26日(土)

対 3～6歳(14:30～)／小学生(15:00～)

午後の朗読 **場** 3階会議室

日 3月8日(火) 14:00～

「一杯のかけそば」(栗良平／作)
(朗読 原民子さん)

日 3月23日(水) 14:00～

「雪隠成仏」(川端康成／作)
(朗読 八亀佳江さん)

平成23年度 学校体育施設利用団体説明会

社会教育課

☎62-1125

年間を通じて、小中学校の体育館やグラウンドの使用を希望される団体への説明会です。各団体一人以上の出席をお願いします。

日 3月10日(木) 19:00～

場 教育センター201会議室

対 町内に在住、在勤または在学の方を代表者とする10人以上の団体

土地価格等縦覧帳簿、 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

税務課

内線265～268

固定資産の所有者で、土地にかかる納税者は「土地価格等縦覧帳簿」、家屋にかかる納税者は「家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧することで、他者が所有する固定資産と自己の所有する固定資産の価格(評価額)の比較をすることができます。

また、固定資産税は1月1日現在で台帳に登録されている固定資産の価格により課税します。昨年中に土地や家屋の売買、土地の地目変更や分合筆、家屋の新増築や滅失(取り壊し)などをした方は、自己の所有する固定資産の平成23年度の課税内容についてご確認ください。

このほか、標準地・路線価図の閲覧もできます。

期 4月1日(金)～5月31日(火)

時 土・日・祝日を除く8:30～17:15

場 税務課資産税窓口

対 湯河原町に土地または家屋を所有し、平成23年度に固定資産税を納税する方(同居の親族、納税者から文書で委任された方、納税管理人、固定資産の共有者の方も可能)

持 運転免許証、パスポート、平成23年度固定資産税納税通知書などの本人確認ができるもの

図書館セミナー

山口由美さんを講師に迎えて、図書館セミナー「箱根富士屋ホテル物語」を開催します。

日 3月20日(日) 13:30～15:00

場 3階集会室

申 電話または直接図書館へ

開館時間

※開館時間を延長しています。

(6月30日まで)

○火～金曜日 9:30～19:00

○土・日・祝日 9:30～17:15

3月の休館日 1・7・14・22・28日

問 町立図書館 ☎63-4155

ヘルシープラザ 4月～6月の教室 参加者募集 !!

ヘルシープラザ ☎62-1333

教室名		開催日		時間	定員
リフレッシュエアロ		4月14日～6月23日	毎週木曜日(5月5日を除く。)	9:30～11:00	40人
ウォーキングエアロ		4月12日～6月21日	毎週火曜日(5月3日を除く。)	19:30～20:45	40人
太極拳気功教室		4月14日～6月23日	毎週木曜日(5月5日を除く。)	13:50～15:00	40人
いきいき 健康体操	ゆったりクラス	4月8日～6月24日	毎週金曜日(4月29日、5月6日を除く。)	9:30～11:00	10人
	はつらつクラス	4月8日～6月24日	毎週金曜日(4月29日、5月6日を除く。)	13:30～15:00	40人
	はっするクラス	4月6日～6月22日	毎週水曜日(4月27日、5月4日を除く。)	13:30～15:00	40人

○ゆったりクラス

運動未経験や運動方法が分からない方(介護保険で要介護・介護度1の認定を受けている方も可)

○はつらつクラス

ふだんあまり体を動かしていない方

○はっするクラス

ふだんから体を動かしている方

◆各教室共通事項

対 16歳以上の方(いきいき健康体操については60歳以上)で心臓や血圧に支障のない方

持 運動のしやすい服装、室内用運動靴

費 各教室ごと3,000円(全10回分)

申 参加料を添えて直接ヘルシープラザへ

記号一覧

日日時 **期**期間 **時**時間 **場**場所・会場
内内容・コース **対**対象・資格・条件
定定員・定数 **費**費用 **持**持ち物
講講師・出演 **交**交通 **任**任期
選選考 **ホ**ホームページ **主**主催
申申し込み **問**問い合わせ

「あゆみの会」 参加者歓迎！

福祉課

内線311

ことばや発達の遅れが心配、お友達と上手に遊べないなどで悩んでいるお母さん、お子さんと一緒に参加してみませんか。

日 3月9・16日(水) 10:00～11:30

3月23日(水) 10:00～13:00

場 地域福祉センター 6階和室

下水道処理区域が 広がります

下水道課

☎63-1231

3月31日(木)から、次の区域が公共下水道に接続できるようになる予定です。

詳しい図面などについては、3月17日(木)から30日(水)までの間、下水道課(浄水センター2階)でご覧いただけます。

- 宮上古腕ヶ沢760番地付近の一部
- 吉浜菅浦沢633番地付近の一部
- 吉浜白沼田1916番地付近の一部
- 鍛冶屋宮の入771番地付近の一部
- 鍛冶屋饅場950番地付近の一部
- 吉浜黄金松2030番地付近の一部
- 吉浜中尾曾根215番地付近の一部
- 福浦杉洞349番地付近の一部
- 福浦河原321番地付近の一部

※区域は変更になる場合があります。詳しくは下水道課にお問い合わせください。

就学援助のお知らせ

学校教育課

☎62-1100

町内に在住し、小中学校にお子さんが通学されているご家庭で、経済的理由により就学が困難な場合、または特別支援学級に在籍している場合に、給食費や学用品などの購入費用の一部を援助する制度があります。詳しくは、学校教育課までお問い合わせください。

対 生活保護世帯及びこれに準ずる世帯、または特別支援学級に在籍する児童、生徒がいる世帯

申 次の申請書類を4月12日(火)までに、保護者の方が直接学校に提出してください。

- ①就学援助費交付申請書
- ②就学援助費申請調査
- ③委任状
- ④世帯全員の平成22年中の収入がわかる書類

※①～③の書類は、学校でお受け取りください。

ふれあい農園 利用者募集

農林水産課

内線732

募集農園 神戸農園(1区画)
天保山農園(1区画)
第1百沼田農園(1区画)

面積 30㎡

費 年間9,000円

対 次のいずれかに該当する方

- ①町内に住所(住民登録)がある方
- ②町内に畑以外の固定資産を所有している方

選 応募多数の場合は抽選

申 3月10日(木)までに電話または直接農林水産課へ

注意事項 現在ふれあい農園を利用されている方は応募できません。

町民体育館利用案内

◎団体利用

利用月の3か月前の1日から利用日の7日前まで申し込みができます。(3月1日現在、6月分まで申し込み可能)

◎個人利用

利用日の5日前から申し込みができます。

※申込書は町ホームページからダウンロードできます。

※小中学生のみの利用の場合は、保護者の同意が必要です。

開館時間 9:00～21:00

3月の休館日 7・14・21・28日

問 平日は社会教育課 ☎62-1125

土・日・祝日は町民体育館 ☎62-1200

学童保育所指導員を 募集します

社会教育課

☎62-1125

内 小学校1～3年生の児童の生活指導と学童保育所内の管理運営

対 60歳以下(平成23年4月1日現在)の方で熱意のある方

定 1人

勤務場所 町内3小学校のいずれか

勤務時間 週29時間以内

平日・土曜日 13:00～18:00

学校休業日(日曜・祝日を除く)

9:00～18:00

※学校行事や短縮授業により、勤務時間に変更になる場合があります。

雇用期間 平成23年4月1日～平成23年9月30日(更新する場合あり)

賃金 時給820円

選 面接(結果は後日郵送)

申 市販の履歴書(写真つき)を3月15日(火)までに社会教育課へ提出

美術館へ行こう！

◎平松礼二館企画展

『日本の美—桜と花々』

期 3月28日(月)まで

◎ギャラリートーク

日 3月20日(日) 10:30～11:00

場 展示室

◎第10回こどもギャラリー

湯河原町立小中学校の児童生徒の皆さんが授業で制作した作品の中から100点を展示します。

期 東台福浦小学校 3/3(木)～3/8(火)

場 常設館前廊下

※期間中、町内の小中学生とその家族は観覧料が無料です。

開館時間 9:00～16:30

(入館は16:00まで)

3月の休館日 2・9・16・23・29・30日

※第3日曜日は「家庭の日」

町民証提示で観覧無料です。

問 町立湯河原美術館 ☎63-7788

あかちゃん写真館



ほりかわ あおば
堀川 蒼葉ちゃん(女)
平成22年6月生・吉浜

「にこにこの笑顔♡
私達の宝物だよ」
(お父さん、お母さん、お姉ちゃんより)

● 4月号掲載写真募集 ●

対平成22年4月2日～平成22年11月1日生まれ

申赤ちゃんの名前(ふりがな)、性別、生年月日、保護者名、住所、電話番号、赤ちゃんへのメッセージ(20文字以内)と送り主(～より)を記入し、写真を1枚添えて、秘書広報室へ郵送または直接持参してください。

問秘書広報室 内線246・247

締め切り 3月10日(木)

※写真は返却できませんのでご了承ください。また、掲載は一人1回限り、1枚のみとさせていただきます。

※応募多数の場合は翌月号の掲載になります。

軽自動車や原動機付自転車の 廃車手続きを忘れずに!!

税務課 内線261・262

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。お持ちの軽自動車や原動機付自転車の所有者の変更や廃棄処分などを行った場合には、**3月31日(木)**までに必ず届け出てください。

届け出をしないとその後税金が課税されます。すぐに届け出をしましょう。

車種	手続き先
原動機付自転車・ 小型特殊自動車	役場税務課 ☎63-2111
三輪・四輪の軽自動車 (排気量660cc以下)	軽自動車検査協会 (湘南支所) ☎0463-54-8825
二輪車 (排気量125cc超)	湘南自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2038

納め統計

今月の納め

3月31日(木)

国民健康保険料・介護保険料(第10期)
長寿(後期高齢者)医療保険料(第9期)
水道料金・下水道使用料(3月分)

統計ゆがわら (2月1日現在)

	前月比
世帯数 10,991	△13
総人口 26,550	△42
男 12,216	△26
女 14,334	△16
自然増減(出生・死亡)	△32
社会増減(転入・転出)	△10

気象ゆがわら (1月)

気温最高	13.7℃(9日)
最低	△1.1℃(31日)
平均	5.7℃
降雨日数	1日
総降雨量	5.0mm

3月 学校行事

☆町内小・中学校

25日(金) 修了式
26日(土)～4月4日(月) 春季休業
4月5日(火) 入学式、始業式

★湯河原中学校

3日(木) PTA総会
9日(水) 卒業証書授与式
14日(月) 授業参観、懇談会(1、2年)

★湯河原小学校

3日(木) 6年生を送る会
7日(月) はたの幼虫放流体験(1年)
8日(火) PTA総会、懇談会
23日(水) 卒業式

★吉浜小学校

4日(金) 6年生を送る会
8日(火) PTA総会、懇談会、教育相談
23日(水) 卒業式

★東台福浦小学校

2日(木) 6年生を送る会
11日(金) 授業参観、PTA総会、懇談会
23日(水) 卒業式

相談

※日時の記載のないものは随時相談を受け付けています。

【心配ごとと行政相談】

日 3月10日(木) 13:00～16:00
場 宮下会館
日 3月20日(日) 13:00～16:00
場 文化福祉会館

【青少年相談】

日 月～金曜日 9:30～12:00・13:00～16:00
場 青少年相談室(教育センター2階)
★親と子のテレフォン相談 ☎63-6300
上記以外の時間は、留守番転送電話で24時間対応しています。

【教育相談】

日 月～金曜日
9:00～12:00・13:00～17:00
場 学校教育課(教育センター1階)

【町長相談】(予約制: 秘書広報室)

場 役場会議室

【育児・保育園・栄養相談】

場 子育てサロン(地域福祉センター2階)
※保育園相談・栄養相談は予約制(福祉課児童福祉担当)

【児童相談】(予約制: 福祉課児童福祉担当)

場 福祉課会議室
※虐待の疑いがある場合は、どなたでもご連絡ください。

【補装具巡回更生相談】

(予約制: 福祉課障がい福祉担当)
(肢体不自由)
日 3月14日(月) 13:00～14:00
場 小田原市保健センター

【外国籍住民相談】(予約制: 地域政策課)

対象言語 英語・韓国語・タガログ語

【法律相談】(予約制: 商工会 ☎63-0111)

日 3月9日(水) 10:00～12:00
3月16日(水) 13:00～16:00
場 商工会館

【雇用・求職相談】

日 3月25日(金) 10:00～16:00
場 商工会館

【融資相談】(事業融資)

日 3月8日・15日(火) 10:00～16:00
場 商工会館2階

【出張福祉相談会】(福祉課 内線311)

(身体・知的・精神障がい対象)

湯河原会場(地域福祉センター)	真鶴会場(保健センター)
3月7日(月) 28日(月)	3月1日(火) 15日(火)

時 10:00～12:00

【税務相談】(予約制: 商工会 ☎63-0111)

日 3月23日(水) 13:00～16:00
場 商工会館

見やすい場所に貼ってください

ごみは、当日、朝8時30分(一部地域は8時)までに出してください。

3月 ごみ収集カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		カン	可燃	不燃	可燃	休
6	7	8	9	10	11	12
休	可燃	びん	可燃 (粗大)	ダンボール 紙ハット ベットポ トル	可燃	休
13	14	15	16	17	18	19
休	可燃	カン	可燃	新聞・雑かみ	可燃	休
20	21	22	23	24	25	26
休	可燃	びん	可燃 (粗大)	ダンボール 紙ハット ベットポ トル	可燃	休
27	28	29	30	31		
休	可燃	カン	可燃	新聞・雑かみ		

4月 ごみ収集カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					可燃	休
3	4	5	6	7	8	9
休	可燃	びん	可燃	不燃	可燃	休
10	11	12	13	14	15	16
休	可燃	カン	可燃 (粗大)	ダンボール 紙ハット ベットポ トル	可燃	休
17	18	19	20	21	22	23
休	可燃	びん	可燃	新聞・雑かみ	可燃	休
24	25	26	27	28	29	30
休	可燃	カン	可燃 (粗大)	ダンボール 紙ハット ベットポ トル	可燃	休

★粗大ごみ（原則50cm以上 2 m未満のごみ）を出す場合は、事前に役場環境課へ電話で申し込み、「粗大ごみ収集処理券」をお買い求めください。（美化センターへ直接持ち込む場合は無料です。）

- 【収 集 日】 3月 9日(水) → 申込期限 3月 4日(金)
3月 23日(水) → 申込期限 3月 18日(金)
4月 13日(水) → 申込期限 4月 8日(金)
4月 27日(水) → 申込期限 4月 22日(金)

【収集方法】 戸別に伺います。券を貼って外に出しておいてください。

【問い合わせ】 ・ごみの収集 環境課 ☎63-2111（内線551～553）

・ごみの処理 美化センター ☎63-3472

平日8:30～11:30・13:00～16:30／土・祝日8:30～11:30（日曜日は休業）



1 (火) 先負	春の火災予防運動(～7日)	カン	17 (木) 友引	・新聞 ・雑み
2 (水) 仏滅	マタニティクラス①13:20～13:30(保健センター)	可燃	18 (金) 先負	可燃 彼岸入り 健康相談・栄養相談9:30～11:30(保健センター) 1歳6か月児健康診査13:30～14:00(保健センター) 対象:H21年8月生
3 (木) 大安	ひな祭 耳の日 健康相談・栄養相談9:30～11:30(保健センター)	不燃	19 (土) 仏滅	『食育の日』 町民大学14:00～(図書館)
4 (金) 赤口		可燃	20 (日) 大安	『家庭の日』 心配ごと行政相談13:00～16:00(文化福祉会館) ■休日当番医 湯河原胃腸病院(62-7181)
5 (土) 友引			21 (月) 赤口	可燃 しゅんぶん ひがしちゅうにち 春分 彼岸中日 春分の日 ■休日当番医 中川整形外科医院(63-5620)
6 (日) 先負	啓蟄 やまめ釣り解禁 藤木川(紅葉橋～千歳川、落合橋上流及びアケジ沢) 湯河原梅林ライトアップ最終日 ■休日当番医 山口外科医院(62-7131)		22 (火) 先勝	びん 4か月児健康診査13:00～13:15(保健センター) 対象:H22年11月生
7 (月) 仏滅		可燃	23 (水) 友引	可燃(粗大) 小学校卒業式 あゆみの会10:00～13:00(地域福祉センター) マタニティクラス④13:20～13:30(保健センター) 税務相談13:00～16:00(商工会館) 予約制
8 (火) 大安	融資相談10:00～16:00(商工会館)	びん	24 (木) 先負	ダンボール・紙バック・ペットボトル 彼岸明け
9 (水) 赤口	中学校卒業証書授与式 あゆみの会10:00～11:30(地域福祉センター) マタニティクラス②13:20～13:30(保健センター) 法律相談10:00～12:00(商工会館) 予約制	可燃(粗大)	25 (金) 仏滅	可燃 小・中学校修了式 雇用・求職相談10:00～16:00(商工会館)
10 (木) 先勝	心配ごと行政相談13:00～16:00(宮下会館) 育児教室(かるがも)9:30～10:00(保健センター) 対象:乳幼児とその親または家族	ダンボール・紙バック・ペットボトル	26 (土) 大安	小・中学校春季休業(～4月4日)
11 (金) 友引	湯の里ゆがわら東洋蘭展示大会(～13日) 3歳6か月児健康診査13:00～13:15(保健センター) 対象:H19年8月生	可燃	27 (日) 赤口	湯河原温泉オレンジマラソン大会 ■休日当番医 川崎内科医院(63-3605)
12 (土) 先負			28 (月) 先勝	可燃 1歳児歯科教室9:20～9:30(保健センター) 対象:H22.1.1～H22.2.28生
13 (日) 仏滅	湯河原梅林「梅の宴」最終日 ■休日当番医 こまつクリニック(60-1415)		29 (火) 友引	カン
14 (月) 大安	2歳児歯科検診13:30～14:00(保健センター) 対象:H21.2.1～H21.3.31生	可燃	30 (水) 先負	可燃 マタニティクラス⑤13:20～13:30(保健センター)
15 (火) 赤口	育児相談9:30～11:30(保健センター) 対象:乳幼児とその親または家族 町県民税・所得税などの申告受け付け最終日 融資相談10:00～16:00(商工会館)	カン	31 (木) 仏滅	・新聞 ・雑み
16 (水) 先勝	あゆみの会10:00～11:30(地域福祉センター) マタニティクラス③9:50～10:00(保健センター) 法律相談13:00～16:00(商工会館) 予約制	可燃		

※休日当番医は、医師の都合により変更する場合があります。

可燃 紙くず 台所ごみ等 **カン** 食料・飲料の空きカン **びん** 食料・飲料の空きびん **ダンボール・紙バック・ペットボトル** 飲料・酒類・しょうゆ用等

・新聞 新聞紙 雑み 雑誌等 **不燃** ガラス製品・蛍光灯 陶磁器・金属類 **粗大** 粗大ごみ(事前有料申込制) 申し込みは収集日の前週金曜日まで

「ゆがわらメールマガジン」

○パソコンから登録URL:

<http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/merumaga/p-merumaga.html>

○携帯電話用登録画面のURL:

<http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/merumaga/m-merumaga.html>

QRコードはこちらです→





◆お姉さんと一緒のおやつは格別だね♪

東台福浦小学校 福祉体験 2/8(火)

東台福浦小学校の5年生が、福祉体験授業として、視覚障がい者の方のお話を聞いたり、福祉車両の見学をしたりしました。

「目の不自由な人の手をとって案内するのは難しいけれども、慣れていない場所で案内してもらえるのはとてもうれしいことです。」と、視覚障がい者の方の言葉には、とても説得力があります。

白いつえを持って歩いている人を見かけたら、みんな積極的に声をかけてあげましょうね。



◆玄関までお見送りをする児童たち。頼もしい!!

おにわ保育園交流散歩 2/2(水)

さくら組(年長)の卒園を控え、年長、年中、年少の園児たちが桜木公園にお散歩に出かけました。

ちょうど職場体験で保育園に来ていた中学生のお姉さんたちと一緒にです。お姉さんたちと手をつないだり、おやつと一緒に食べたり、鬼ごっこで遊んだりして楽しいお散歩になりました。

またお姉さんたちが遊びに来てくれるといいね。



◆月のクレーターまではっきり見えます。

親子天体観測会 2/9(水)

元湯河原中学校の校長先生だった梅原紘明^{うめばらひろあき}さんを講師に、教育センターで親子天体観測会が開催されました。

講義の後は実際に外へ出て、星の観察です。大きな双眼鏡をのぞいてみると、月のクレーターがはっきりと見え、『おー、すごい』と大感激。

親子で並んで空を指差して星を探す姿も見られ、外はとっても寒かったけれど、心あたまる観測会になりました。

▶『広報ゆがわら』が、平成22年神奈川県広報コンクールで優秀賞を受賞しました。このコンクールは、市町村の広報活動の向上を図るために毎年行われているもので、今回、【広報紙・町村部】で平成22年7月号が、【写真・一枚写真】で平成22年5月号がそれぞれ優秀賞に選ばれました。▶広報編集担当になって1年半。「情報がわかりやすい、伝わる」工夫に悩みながら、皆さんから寄せられる声をたよりに試行錯誤してきました。▶『広報を読んだことがない』という声を聞くこともあります。まず、広報を手にとってもらえるように、今回の受賞がそんなきっかけになってくれればいいなあと思っています。(か)



【広報紙・町村部】優秀賞



【写真・一枚写真】優秀賞